

大阪市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例案

大阪市立生涯学習センター条例（平成5年大阪市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中大阪市立弁天町市民学習センターの項及び大阪市立城北市民学習センターの項を削る。

第4条第1項中「(以下「総合生涯学習センター」という。)、大阪市立阿倍野市民学習センター及び大阪市立城北市民学習センター」を削り、同項第1号中「第1火曜日及び第3火曜日」を「第1月曜日及び第3月曜日」に改め、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「大阪市立弁天町市民学習センター及び」を削り、同項を同条第3項とし、同条中第1項の次に次の1項を加える。

2 大阪市立阿倍野市民学習センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月第1火曜日及び第3火曜日

(2) 12月28日から翌年1月4日まで

第5条第2項中「前条第3項及び第4項」を「前条第4項及び第5項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に、「前2項」を「前3項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に、「第4条第3項」を「第4条第4項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第10条関係）

施設		利用料金			
		午前	午後	夜間	終日
総合生涯学習センター	ギャラリー				6,500円
	視聴覚室	7,200円	11,500円	10,100円	28,800円
	第1会議室	1,800円	2,900円	2,500円	7,200円
	第2会議室	1,800円	2,900円	2,500円	7,200円
	第3会議室	1,800円	2,900円	2,500円	7,200円
	第4会議室	1,800円	2,900円	2,500円	7,200円
	第5会議室	1,800円	2,900円	2,500円	7,200円
	第6会議室	1,800円	2,900円	2,500円	7,200円
	第1研修室	12,000円	19,200円	16,800円	48,000円
	第2研修室	7,200円	11,500円	10,100円	28,800円
	第3研修室	4,200円	6,700円	5,900円	16,800円
	第4研修室	4,200円	6,700円	5,900円	16,800円
	第5研修室	4,200円	6,700円	5,900円	16,800円
	第6研修室	3,000円	4,800円	4,200円	12,000円
	第7研修室	3,000円	4,800円	4,200円	12,000円
	第8研修室	3,000円	4,800円	4,200円	12,000円
	第9研修室	2,800円	4,300円	3,800円	10,900円
阿倍野市民学習	講堂	10,800円	17,300円	15,100円	38,900円
	スタジオ	7,600円	12,000円	10,600円	27,200円
	アトリエ	5,000円	7,900円	7,000円	17,900円
	ギャラリー				6,500円
	特別会議室	6,000円	9,600円	8,400円	21,600円
	第1会議室	2,200円	3,400円	3,000円	7,700円
	第2会議室	2,200円	3,400円	3,000円	7,700円

センター	第3会議室	2,200円	3,400円	3,000円	7,700円
	第4会議室	2,200円	3,400円	3,000円	7,700円
	第1研修室	5,000円	8,000円	7,100円	18,100円
	第2研修室	5,000円	8,000円	7,100円	18,100円
	和室	2,500円	4,000円	3,500円	9,000円
難波市民学習センター	講堂	12,000円	19,200円	16,800円	43,200円
	スタジオ	7,800円	12,500円	10,900円	28,100円
	アトリエ	4,800円	7,700円	6,700円	17,300円
	展示室	4,200円	6,700円	5,900円	15,100円
	第1会議室	2,200円	3,400円	3,000円	7,700円
	第2会議室	2,200円	3,400円	3,000円	7,700円
	第3会議室	2,200円	3,400円	3,000円	7,700円
	第4会議室	2,200円	3,400円	3,000円	7,700円
	第1研修室	4,800円	7,700円	6,700円	17,300円
	第2研修室	4,800円	7,700円	6,700円	17,300円
	第3研修室	3,600円	5,800円	5,000円	13,000円
	第4研修室	3,600円	5,800円	5,000円	13,000円
	和室	3,000円	4,800円	4,200円	10,800円

備考

- この表において「午前」とは午前9時30分から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後6時から午後9時30分まで、「終日」とは午前9時30分から午後9時30分までをいう。
- 「午前」及び「午後」又は「午後」及び「夜間」に引き続き使用する場合の利用料金の上限額は、それぞれこの表に掲げる金額の合計額とする。

附 則

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の大阪市立生涯学習センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

平成25年10月 24 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

弁天町市民学習センター及び城北市民学習センターを廃止し、総合生涯学習センターの休館日を変更するとともに、会議室及び研修室を増設し、併せて生涯学習センターの利用料金の上限額を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立生涯学習センター条例 (抄)

(設 置)

第1条 本市に生涯学習センター（以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
省	略
<u>大阪市立弁天町市民学習センター</u>	<u>大阪市港区弁天1丁目</u>
省	略
<u>大阪市立城北市民学習センター</u>	<u>大阪市旭区高殿6丁目</u>

(休館日)

第4条 大阪市立総合生涯学習センター（以下「総合生涯学習センター」という。）、大阪市立阿倍野市民学習センター及び大阪市立城北市民学習センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月第1 火曜日及び第3 火曜日
月曜日 月曜日

(2) 省 略

2 大阪市立阿倍野市民学習センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月第1 火曜日及び第3 火曜日

(2) 12月28日から翌年1月4日まで

2 大阪市立弁天町市民学習センター及び大阪市立難波市民学習センターの休館日は、次のとお

りとする。

(1)-(2) 省 略

3 前2項の規定にかかわらず、第11条の規定によりセンターの管理を行うもの（以下「指定管

理者」という。）は、センターの設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、前2項の規定による休館日を変更し、又は 前3項

臨時の休館日を定めることができる。

4 省 略
5

(供用時間)

第5条 省 略

2 前条第3項及び第4項の規定は、センターの供用時間について準用する。この場合において、
第4項 第5項

同条第3項中「前2項の規定にかかわらず」とあるのは「第5条第1項の規定にかかわらず」
第4項 前3項

と、「前2項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「同項の
前3項

規定による供用時間を変更する」と、同条第4項中「前項」とあるのは「第5条第2項の規定
第5項

により読み替えられた第4条第3項」と読み替えるものとする。
第4項

別表（第10条関係）

施 設		利 用 料 金			
		午 前	午 後	夜 間	終 日
総 合 生 涯 学 習 セ ン タ ー	ギャラリー				5,400円
	視聴覚室	6,000円	9,600円	8,400円	24,000円
	第1会議室	1,500円	2,400円	2,100円	6,000円
	第2会議室	1,500円	2,400円	2,100円	6,000円
	第3会議室	1,500円	2,400円	2,100円	6,000円
	第4会議室	1,500円	2,400円	2,100円	6,000円
	第5会議室	1,500円	2,400円	2,100円	6,000円
	第1研修室	10,000円	16,000円	14,000円	40,000円
	第2研修室	6,000円	9,600円	8,400円	24,000円
	第3研修室	3,500円	5,600円	4,900円	14,000円
	第4研修室	3,500円	5,600円	4,900円	14,000円
	第5研修室	3,500円	5,600円	4,900円	14,000円
	第6研修室	2,500円	4,000円	3,500円	10,000円
	第7研修室	2,500円	4,000円	3,500円	10,000円
弁 天 町 市 民 学 習 セ ン タ ー	講堂	8,500円	13,600円	11,900円	30,600円
	スタジオ	6,300円	10,000円	8,800円	22,600円
	アトリエ	4,000円	6,400円	5,600円	14,400円
	陶芸室	6,000円	9,600円	8,400円	21,600円
	特別会議室	4,800円	7,700円	6,700円	17,300円
	第1会議室	2,000円	3,200円	2,800円	7,200円
	第2会議室	1,800円	2,800円	2,500円	6,400円
	第3会議室	1,300円	2,000円	1,800円	4,600円
	第1研修室	3,500円	5,600円	4,900円	12,600円
	第2研修室	3,500円	5,600円	4,900円	12,600円
	第3研修室	3,000円	4,800円	4,200円	10,800円
和室	2,500円	4,000円	3,500円	9,000円	

阿 倍 野 市 民 学 習 セ ン タ ー	講堂	9,000円	14,400円	12,600円	32,400円
	スタジオ	6,300円	10,000円	8,800円	22,600円
	アトリエ	4,200円	6,600円	5,800円	14,900円
	ギャラリー				5,400円
	特別会議室	5,000円	8,000円	7,000円	18,000円
	第1会議室	1,800円	2,800円	2,500円	6,400円
	第2会議室	1,800円	2,800円	2,500円	6,400円
	第3会議室	1,800円	2,800円	2,500円	6,400円
	第4会議室	1,800円	2,800円	2,500円	6,400円
	第1研修室	4,200円	6,700円	5,900円	15,100円
	第2研修室	4,200円	6,700円	5,900円	15,100円
	和室	2,100円	3,300円	2,900円	7,500円
難 波 市 民 学 習 セ ン タ ー	講堂	10,000円	16,000円	14,000円	36,000円
	スタジオ	6,500円	10,400円	9,100円	23,400円
	アトリエ	4,000円	6,400円	5,600円	14,400円
	展示室	3,500円	5,600円	4,900円	12,600円
	第1会議室	1,800円	2,800円	2,500円	6,400円
	第2会議室	1,800円	2,800円	2,500円	6,400円
	第3会議室	1,800円	2,800円	2,500円	6,400円
	第4会議室	1,800円	2,800円	2,500円	6,400円
	第1研修室	4,000円	6,400円	5,600円	14,400円
	第2研修室	4,000円	6,400円	5,600円	14,400円
	第3研修室	3,000円	4,800円	4,200円	10,800円
	第4研修室	3,000円	4,800円	4,200円	10,800円
和室	2,500円	4,000円	3,500円	9,000円	
城 北	講堂	8,500円	13,600円	11,900円	30,600円
	スタジオ	6,500円	10,400円	9,100円	23,400円
	アトリエ	4,300円	6,800円	6,000円	15,300円

市 民 学 習 セ ン タ ー	第1会議室	1,800円	2,800円	2,500円	6,400円
	第2会議室	1,800円	2,800円	2,500円	6,400円
	第3会議室	1,800円	2,800円	2,500円	6,400円
	第4会議室	1,800円	2,800円	2,500円	6,400円
	第1研修室	4,000円	6,400円	5,600円	14,400円
	第2研修室	4,000円	6,400円	5,600円	14,400円
	第3研修室	2,500円	4,000円	3,500円	9,000円
	和室	2,500円	4,000円	3,500円	9,000円

備考

- 1 この表において「午前」とは午前9時30分から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後6時から午後9時30分まで、「終日」とは午前9時30分から午後9時30分までをいう。
- 2 「午前」及び「午後」又は「午後」及び「夜間」に引き続き使用する場合の利用料金は、それぞれこの表に定める金額の合計額とする。

別表 省 略